

旭川市消防本部からのお知らせ

ビニールシート等の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、飛沫感染を防ぐためにビニールシートを設置するときには、裸火等に接しないようご注意ください。

また、次の場所には設置しないでください。

1 火災発生の危険がある場所

火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにしてください。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合は、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用してください。同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいです。

2 避難上支障となる場所

避難口や誘導灯が見えにくくなるような場所に設置しないでください。

3 消防用設備等への影響がある場所

自動火災報知設備の感知器や、スプリンクラー設備の散水ヘッド付近に設置すると、火災が発生した際に煙や熱を感知しない場合や、散水の支障となる場合がありますので、設置しないでください。

ご不明な点は、旭川市消防本部予防指導課査察担当までお問い合わせください。

担当

旭川市消防本部

予防指導課査察担当

0166-25-1123